

2026年2月6日
東北経済産業局

令和8年1月21日からの大雪に係る災害に関して 特別相談窓口を設置します【第5報】

東北経済産業局では、令和8年1月21日からの大雪に係る災害に関して、青森県の7市10町4村、秋田県の4市2町1村及び山形県の2市6町3村に災害救助法が適用されたことを踏まえ、1月30日から被災中小企業・小規模事業者に対する特別相談窓口を設置します。なお、中小企業庁から令和8年1月21日からの大雪に係る災害に関する被災中小企業・小規模事業者支援措置が発表されています。

※青森県の4町3村(西津軽郡深浦町、中津軽郡西目屋村、南津軽郡藤崎町、南津軽郡大鰐町、南津軽郡田舎館村、北津軽郡中泊町、上北郡六ヶ所村)に追加で災害救助法が適用されたことを受け、支援策の対象地域を第1報から更新いたしました。

※秋田県の4市2町1村(能代市、大館市、鹿角市、北秋田市、鹿角郡小坂町、北秋田郡上小阿仁村、山本郡藤里町)に追加で災害救助法が適用されたことを受け、支援策の対象地域を第2報から更新いたしました。

※山形県の1市1町1村(新庄市、最上郡舟形町、最上郡鮭川村)に追加で災害救助法が適用されたことを受け、支援策の対象地域を第3報から更新いたしました。

※山形県の1市5町2村(尾花沢市、北村山郡大石田町、最上郡金山町、最上郡最上町、最上郡真室川町、最上郡大蔵村、最上郡戸沢村、西置賜郡小国町)に追加で災害救助法が適用されたことを受け、支援策の対象地域を第4報から更新いたしました。

1. 当局の特別相談窓口

東北経済産業局 産業部 中小企業課

住所:宮城県仙台市青葉区本町3-3-1 仙台合同庁舎B棟3階

電話:022-221-4922、FAX:022-215-9463

受付時間:平日9時00分~17時00分

設置期間:2026年1月30日(金曜日)から当分の間

2. その他の特別相談窓口

当局の他、以下の機関にも窓口が設置されています。詳しくは、経済産業省ホームページを御確認ください。

青森県、秋田県及び山形県の日本政策金融公庫、商工組合中央金庫、信用保証協会、商工会議所、商工会連合会、中小企業団体中央会及びよろず支援拠点、全国商店街振興組合連合会、中小企業基盤整備機構東北本部

3. 参考

令和8年1月21日からの大雪に係る災害に関して被災中小企業・小規模事業者支援措置を行います。詳細については別添中小企業庁プレスリリース及び参考資料を御確認ください。

(本発表資料のお問合せ先)

東北経済産業局産業部中小企業課長 酒井原

担当者：柴崎、兼子、宝木

電話：022-221-4922(直通)、FAX：022-215-9463